

定例庁議次第

令和7年2月10日
役場2階第2会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 審議事項

なし

4. 報告事項

- (1) 非公開
- (2) 非公開

5. 議案事項

- (1) 議案第7号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
(総務課 小林課長)【資料番号3】
- (2) 議案第8号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(総務課 小林課長)【資料番号4】
- (3) 議案第9号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(総務課 小林課長)【資料番号5】
- (4) 議案第10号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
(総務課 小林課長)【資料番号6】
- (5) 議案第11号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(総務課 小林課長)【資料番号7】
- (6) 議案第12号 吉岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
(企画財政課 齋藤課長)【資料番号8】
- (7) 議案第13号 吉岡町ふるさと納税型クラウドファンディング基金条例
(企画財政課 齋藤課長)【資料番号9】
- (8) 議案第14号 吉岡町土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例
(住民課 一倉課長)【資料番号10】
- (9) 議案第17号 吉岡町渇水対策施設維持管理基金条例を廃止する条例
(建設課 大澤課長)【資料番号11】
- (10) 議案第18号 町道路線の認定・廃止について
(建設課 大澤課長)【資料番号12】
- (11) 議案第19号 吉岡町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例
(上下水道課 岸課長)【資料番号13】
- (12) 議案第15号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(健康福祉課 永井課長)【資料番号14】

6. その他

7. 閉会

2月10日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 総務課長 小林 康弘

【議案名】

議案第7号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由】

吉岡町特別職報酬等審議会の答申に基づき、議員報酬の額の見直しを行うもの。

【概 要】

1 議員報酬月額の見直し（別表第1関係）

議員の報酬月額について改正を行うもの。

- (1) 議長 326,000円
- (2) 副議長 254,000円
- (3) 常任委員長 241,000円
- (4) 常任副委員長 235,000円
- (5) 運営委員長 241,000円
- (6) 運営副委員長 235,000円
- (7) 議員 231,000円

2 施行期日（附則関係）

令和7年4月1日

【上程予定】

令和7年第1回定例会

2月10日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 総務課長 小林 康弘

【議案名】

議案第8号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由】

県内町村等の状況その他社会情勢の変化に鑑み、非常勤特別職の報酬の額について見直しを行うもの。

【概 要】

1 報酬額の見直し（別表関係）

報酬額について改正を行うもの。

- (1) 監査委員（議員） 165,000円
- (2) 監査委員（識見を有する者） 198,000円
- (3) 教育委員会委員 176,000円
- (4) 学校医 1校につき147,600円に、その従事する学校に在籍する児童又は生徒1人につき100円を乗じて得た額を加算した額
- (5) 産業医 160,000円

2 技術的改正（別表関係）

その他字句の整理を行うもの。

3 施行期日（附則関係）

令和7年4月1日

【上程予定】

令和7年第1回定例会

2月10日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 総務課長 小林 康弘

【議案名】

議案第9号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

【提案理由】

令和6年人事院勧告等に鑑み、一般職の職員の給料月額を引き上げ、扶養手当の見直し、通勤手当その他諸手当の支給要件の拡大等のため、所要の改正を行うもの。

【概 要】

- 1 吉岡町職員の給与に関する条例の一部改正（第1条による改正関係）
 - (1) フレックスタイム制の柔軟化に伴う日割計算に係る改正（第7条関係）

令和7年度4月以降のフレックスタイム制の更なる柔軟化への対応を行うもの。
 - (2) 扶養手当の見直し（第11条関係）

扶養手当の対象者から配偶者を廃止し、子に対する手当月額を1人につき1万3,000円に増額するもの。
 - (3) 通勤手当の支給要件の拡大（第13条第1項から第4項まで関係）

新幹線鉄道等に係る通勤手当の要件のうち、通勤事情の改善に相当程度資するものという要件を廃止し、新たに採用した者等にも新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給するもの。
 - (4) 通勤手当の支給額の引き上げ（第13条第5項関係）

1か月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額の限度を15万円とするもの。
 - (5) 単身赴任手当の支給要件の拡大（第13条の2関係）

新たに採用した者にも基準に照らして単身赴任手当を支給するもの。
 - (6) フレックスタイム制の柔軟化に伴う時間外勤務手当の支給要件に係る改正（第15条関係）

令和7年度4月以降のフレックスタイム制の更なる柔軟化への対応を行うもの。
 - (7) 管理職員特別勤務手当の支給対象時間の拡大（第20条の2第2項及び第3項関係）

支給対象時間を週休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時とし、当該勤務においても規則で定める勤務の場合は割増しの適用とするもの。
 - (8) 特定の職員について適用除外とする手当の改正（第21条関係）

定年前再任用短時間勤務職員に住居手当を適用とするもの。
 - (9) 一般職の職員の給料表の改正（別表第1条関係）

各級の初号の給料月額を引き上げるもの。

(10) 技術的改正

ア 条項ずれ対応（第11条、第12条及び第13条関係）

本条例による改正に伴う条項ずれ対応を行うもの。

イ 字句の整理（第12条の3第1項第2号並びに第20条の2第1項及び第2項関係）

その他字句の整理を行うもの。

2 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第2条による改正関係）

(1) 技術的改正（第6関係）

吉岡町職員の給与に関する条例の改正に伴う字句の整理を行うもの。

3 吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第3条による改正関係）

(1) 特定任期付職員業績手当の廃止（旧第7条第4項関係）

特定任期付職員業績手当を廃止するもの。

(2) 特定任期付職員について適用除外とする手当の改正（第9条第1項関係）

特定任期付職員に勤勉手当を適用とするもの。

(3) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給率の改正（第9条第2項関係）

特定任期付職員の期末手当の支給率を100分の105、勤勉手当の支給率を100分の87.5とするもの。

(4) 技術的改正（第7条関係）

本条例による改正に伴う条項ずれ対応を行うもの。

4 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正（第4条による改正関係）

(1) 暫定再任用職員について適用除外とする手当の改正（附則第12条第7項関係）

暫定再任用職員に住居手当を適用とするもの。

(2) 技術的改正（附則第12条第6項関係）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の一部が改正されたことに伴う条項ずれ対応を行うもの。

5 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部改正（附則第6条による改正関係）

(1) 技術的改正（第20条関係）

吉岡町職員の給与に関する条例の改正に伴う字句の整理を行うもの。

6 施行期日等

(1) 施行期日（附則第1条関係）

令和7年4月1日

(2) 号給の切替え（附則第2条及び附則別表関係）

切替日の前日において給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び受けていた号給に応じて附則別表に定める号給とするもの。

(3) 令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置（附則第3条関係）

子に係る扶養手当の月額引き上げ及び配偶者に係る扶養手当の廃止を段階的に実施するもの。

(4) 通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置（附則第4条関係）

切替日前に新たに採用された職員にも適用とするもの。

(5) 規則への委任（附則第5条関係）

附則第2条から第4条までに定めるもののほか、本条例の施行に関する事項を規則に委任するもの。

【上程予定】

令和7年第1回定例会

2月10日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 総務課長 小林 康弘

【議案名】

議案第10号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

【提案理由】

フレックスタイム制の柔軟化及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）の施行に伴う所要の改正その他字句の整理を行うもの。

【概 要】

- 1 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第1条による改正関係）
 - (1) フレックスタイム制の柔軟化に伴う定義づけ等（第8条の2第1項関係）

育児のための早出遅出勤務、時間外勤務の制限等の制度について、フレックスタイム制の柔軟化に伴い対象となる子の定義の見直しを行うもの。
 - (2) 育児のための所定外労働の制限の改正（第8条の3第2項関係）

育児のため、所定労働時間を超えた勤務を制限することを請求できる職員の範囲を、3歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に拡大するもの。
 - (3) 介護休暇の取得に係る意向確認等に関する措置（新第17条の2及び新第17条の3関係）

介護休暇の取得に係る意向確認、職員に対する当該事項の周知及び介護両立支援制度等の円滑化のための措置を規定するもの。
 - (4) 技術的改正（第8条の2第2項、第8条の3第4項及び第15条関係）

本条例による改正に伴う字句の整理を行うもの
- 2 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第2条による改正関係）
 - (1) 技術的改正（第22条関係）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴う条項ずれ対応を行うもの。
- 3 施行期日等
 - (1) 施行期日（附則第1条関係）

令和7年4月1日

(2) 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する経過措置(附則第2条関係)

3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合において、この条例の施行の日前から時間外勤務の制限の請求をすることができることとするもの。

【上程予定】

令和7年第1回定例会

2月10日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 総務課長 小林 康弘

【議案名】

議案第11号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

【提案理由】

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴う所要の改正その他字句の整理を行うもの。

【概 要】

- 1 吉岡町職員の給与に関する条例の一部改正（第1条による改正関係）
 - (1) 拘禁刑の創設に伴う改正（第22条の2及び第22条の3関係）

期末手当を支給しない又は支給を一時的に差し止める者について定める要件のうち、禁錮以上の刑としている部分について、刑罰の区分を「拘禁刑」とするもの。
- 2 吉岡町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正の一部改正（第2条による改正関係）
 - (1) 拘禁刑の創設に伴う改正（第9条関係）

吉岡町情報公開・個人情報保護審査会の委員に課せられる守秘義務に違反して秘密を漏らした者に適用される罰則において、刑罰の区分を「拘禁刑」とするもの。
 - (2) 技術的改正（第1条、第2条、第4条及び第5条関係）

本条例による改正に伴う字句の修正を行うもの。
- 3 吉岡町消防団条例の一部改正（第3条による改正関係）
 - (1) 拘禁刑の創設に伴う改正（第6条関係）

消防団員となれない者について定める要件のうち、禁錮以上の刑としている部分について、刑罰の区分を「拘禁刑」とするもの。
- 4 吉岡町行政不服審査会条例の一部改正（第4条による改正関係）
 - (1) 拘禁刑の創設に伴う改正（第9条関係）

吉岡町行政不服審査会の委員に課せられる守秘義務に違反して秘密を漏らした者に適用される罰則において、刑罰の区分を「拘禁刑」とするもの。

(2) 技術的改正（第1条、第4条及び第6条関係）

本条例による改正に伴う字句の修正を行うもの。

5 吉岡町個人情報保護法施行条例の一部改正（第5条による改正関係）

(1) 拘禁刑の創設に伴う改正（附則第3条関係）

吉岡町個人情報保護法施行条例の施行前に収集されていた個人情報について漏洩等をさせた者に適用される処罰に係る経過措置において、刑罰の区分を拘禁刑とするもの。

6 施行期日（附則関係）

(1) 施行期日（附則第1条関係）

令和7年6月1日

(2) 経過措置

ア この条例の施行前にした行為の処罰については、施行前と同じ罰則を適用するもの。（附則第2条第1項関係）

イ この条例による改正前に他の条例が改廃された際に設けられた経過措置等により適用することとされている当該改廃前の条例の処罰に係る規定についての包括的な読替規定を設けるもの。（附則第2条第2項及び附則第3条関係）

ウ この条例の施行前に禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者に対して吉岡町職員の給与に関する条例における期末手当一時差し止めの規定を適用する場合の読替規定を設けるもの。（附則第4条関係）

【上程予定】

令和7年第1回定例会

2月10日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 企画財政課長 齋藤 智幸

【議案名】

議案第12号 吉岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由】

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

【概 要】

1 技術的改正（第2条関係）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う条項ずれ対応を行うもの。

2 施行期日（附則関係）

令和7年4月1日

【上程予定】

令和7年第1回定例会

2月10日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 企画財政課長 齋藤 智幸

【議案名】

議案第13号 吉岡町ふるさと納税型クラウドファンディング基金条例

【提案理由】

ふるさと納税型クラウドファンディングに係る寄附金について、基金を設置して適正に管理するため、条例を制定するもの。

【概 要】

1 趣旨（第1条関係）

条例の趣旨を定めるもの。

2 設置（第2条関係）

ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングにより募った寄附金を財源として、寄附者の意向を反映した事業の推進を図るとともに寄附金の適正な管理を行うための基金を設置するもの。

3 積立て（第3条関係）

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とするもの。

4 管理

- (1) 基金に属する現金を金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するものとする。 (第4条第1項関係)
- (2) 必要に応じて基金に属する現金を最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるものとする。 (第4条第2項関係)

5 運用益の処理（第5条関係）

基金の運用から収益が生じた場合は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れるものとする。

6 繰替運用（第6条関係）

財政上必要があると認められるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるものとする。

7 処分（第7条関係）

基金は、寄附者がクラウドファンディングを通して示した意向に沿った事業に係る財源に充てる場合に限り、処分することができるものとする。

8 施行期日（附則関係）

令和7年4月1日

【上程予定】

令和7年第1回定例会

2月10日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 住民課長 一倉 哲也

【議案名】

議案第14号 吉岡町土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由】

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）による盛土等による災害の防止に関する規制が適用されること及び刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴う所要の改正その他字句の整理を行うもの。

【概 要】

- 1 盛土規制法と重複する土砂等による埋立て等に関する規制の整理（第1条による改正）

令和7年5月26日から吉岡町の全域が盛土規制法第10条に規定する宅地造成等工事規制区域に指定され、盛土規制法による盛土等による災害の防止に関する規制が適用されることに伴い、条例による災害の防止及び土壌汚染の防止に関する規制のうち、盛土規制法と重複する災害の防止に関する規制を廃止するとともに、土壌汚染の防止に関する規制を継続するため、所要の規定の整理を行うもの。

 - (1) 埋立て等による災害の防止を目的とする規定の削除（第1条、第4条、第5条第2項、第10条第1項及び第3項、第17条第1項並びに第22条関係）

条例の規制目的から災害の防止を除外するため、関係規定を削除するもの。
 - (2) 「小規模特定事業」から「小規模埋立等事業」への改正

条例の規制対象となる事業を「災害の防止及び土壌汚染の防止のための規制を行う小規模特定事業」から「土壌汚染の防止のための規制を行う小規模埋立等事業」とするため、次の規定を改正するもの。

 - ア 条例による規制の対象となる事業の定義に関する規定（第2条第3号関係）

「小規模特定事業」を「小規模埋立等事業」に改めるもの。
 - イ 土砂等による埋立て等を行う区域の定義に関する規定（第2条第3号関係）

「土砂等埋立等区域」を「埋立等区域」に改めるもの。
 - ウ 事業を行おうとする者の手続に関する規定（第7条関係）

「小規模特定事業の許可の申請」を「小規模埋立等事業に係る土砂等の搬入計画の届出」に改めるもの。
 - エ 事業を行おうとする者に関する事項の変更の手続に関する規定（旧第9条並びに

新第9条第1項及び第2項関係)

「小規模特定事業の変更の許可の申請」を「小規模埋立等事業に係る土砂等の搬入計画の変更の届出」に改めるもの。

- オ 土砂等の搬入の事前届出等に関する規定(第10条関係)
- カ 事業の完了等の手続に関する規定(第11条関係)
- キ 事業を行う者の地位の承継等に関する規定(旧第12条及び新第9条第3項関係)
- ク 土壌の検査等に関する規定(第16条関係)
- ケ 書類の備置き等に関する規定(第17条関係)
- コ 改善命令等に関する規定(第19条関係)
- サ 措置命令等に関する規定(第21条関係)
- シ 協力要請に関する規定(第22条関係)
- ス 報告の徴収及び立入検査等に関する規定(第23条関係)
- セ 事業を行おうとする者の手続又は変更の手続をせずに事業を行った者に対する罰則規定(旧第27条第1号及び新第29条第1号関係)

「小規模特定事業の許可又は変更の許可を受けずに事業を行った者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するとする罰則規定」を「土砂等の搬入計画の届出又は搬入計画の変更の届出をせずに事業を行った者は、50万円以下の罰金に処するとする罰則規定」に改めるもの。

- ソ 措置命令等に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するとする罰則規定(新第27条及び旧第21条第2号関係)
- タ 次のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処するとする罰則規定
 - (ア) 土砂等の搬入の事前届出又は地位の承継等の届出をせず、又は虚偽の届出をした者(第29条第1号関係)
 - (イ) 土壌検査の結果報告又は土壌検査により汚染土壌が確認された際の報告をせず、又は虚偽の報告をした者(新第29条第2号関係)
- チ 次のいずれかの届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処するとする罰則規定(第30条第1号関係)
 - (ア) 事業を行う者の氏名及び住所又はその他規則で定める事項の変更の届出
 - (イ) 規則で定める軽微な変更の届出
 - (ウ) 事業の完了、廃止又は休止の届出
 - (エ) 休止した事業の再開の届出

(3) 小規模特定事業に関する規定の削除

災害の防止及び土壌汚染の防止を目的とする小規模特定事業に関する規定のうち、土壌汚染の防止の目的を含まない次の規定を削除するもの。

- ア 許可の基準に関する規定(旧第8条関係)
- イ 施工管理者の設置に関する規定(旧第13条関係)
- ウ 標識の掲示に関する規定(旧第14条関係)
- エ 帳簿の記載等に関する規定(旧第15条関係)
- オ 車両の表示に関する規定(旧第18条関係)
- カ 許可の取消し等に関する規定(旧第20条関係)

キ 許可手数料に関する規定（旧第25条関係）

ク 次のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処するとする罰則規定

（ア）帳簿の記載をせず、又は虚偽の記載をした者（旧第29条第2号関係）

（イ）帳簿の定期報告をせず、又は虚偽の報告をした者（旧第29条第3号関係）

ケ 施工管理者の氏名及び住所の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処するとする罰則規定（第30条第1号関係）

（4）技術的改正（第2条第1号、第3条及び第10条第2項関係）

その他字句の整理を行うもの。

2 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正（第2条による改正）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が新設されることに伴う所要の改正を行うもの。（第27条及び第28条関係）

3 施行期日等

（1）施行期日（附則第1項関係）

令和7年5月26日。ただし、第2条の規定による改正後の規定は、令和7年6月1日。

（2）小規模特定事業に関する経過措置（附則第2項関係）

令和7年5月26日時点において、現に受けている小規模特定事業の許可及び変更の許可は、当該許可に係る小規模特定事業が完了し、若しくは廃止するまで又は当該許可を受けた期間が満了する日（令和7年5月26日以後に期間の変更の許可を受けた場合は、その変更後の期間が満了する日）までの間は、なおその効力を有するものとし、当該許可に係る小規模特定事業に関する旧条例の規定（小規模特定事業の変更の許可（盛土規制法の宅地造成等に関する工事の許可又は特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の許可を要する変更の場合に限る。）の規定及び災害を防止するため緊急の必要があると認めるときの措置命令に関する規定を除く。）の適用については、なお、従前の例によるものとする。

（3）罰則の適用に関する経過措置（附則第3項関係）

令和7年5月31日以前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとする。

【上程予定】

令和7年第1回定例会

2月10日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 建設課長 大澤 正弘

【議案名】

議案第17号 吉岡町渇水対策施設維持管理基金条例を廃止する条例

【提案理由】

吉岡町渇水対策施設維持管理基金の清算に伴うもの。

【概 要】

- 1 吉岡町渇水対策施設維持管理基金条例の廃止（本則関係）
渇水対策施設の維持管理費の財源に充てるため、基金の全部を処分することに伴い、
吉岡町渇水対策施設維持管理基金条例を廃止するもの。
- 2 施行期日（附則関係）
令和7年4月1日

【上程予定】

令和7年第1回定例会

2月10日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【2. 不要】

付議者 建設課長 大澤 正弘

【件 名】

議案第18号 町道路線の認定・廃止について

【目 的】

道路法に基づき、町道の認定及び廃止により道路網の整備をするもの。

【概 要】

主に開発協議に伴う寄付道路や用途廃止に伴い異動が生じた路線について、町道の認定及び廃止を行い、道路台帳の更新を行うもの。

【上程予定】

令和7年第1回定例会

【備 考】

議会承認後、町道路線の認定及び廃止を行う。

2月10日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 上下水道課長 岸 一憲

【議案名】

議案第19号 吉岡町下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由】

農業集落排水事業区域の公共下水道区域への統合に伴い、新規負担区の追加及び受益者負担金の単価を定めることその他所要の改正を行うもの。

【概 要】

- 1 下水道事業の負担区への新規負担区の追加（新第2条第1項及び旧第3条第1項関係）
下水道事業の負担区に新たに第9負担区を追加することに伴い、負担区の区域について必要な事項を定めるもの。
- 2 第9負担区に係る受益者（新第2条第2項及び第4項並びに旧第3条第1項関係）
第9負担区の受益者については、当該負担区内に存する建物の所有者（使用貸借権等の目的となっている建物にあっては、原則として使用貸借権等を有する者）とするもの。
- 3 負担区の変更の公告（新第3条関係）
負担区を変更した場合の公告について追加するもの。
- 4 第9負担区に係る受益者負担金の算定方法（新第4条第1項関係）
第9負担区に係る負担金の額は、1単位ごとに29万円とするもの。
- 5 第9負担区における単位の決定（新第4条第2項関係）
第9負担区に係る単位数の決定について定めるもの。
 - (1) 1棟の建築物において1世帯が生活を営む場合は、1単位とするもの。
 - (2) アパートその他の集合住宅の場合は、2世帯につき1単位とするもの。
 - (3) 上記以外の場合は、排水設備の設置状況及び使用状況を勘案し、町長がその都度定めることとするもの。
- 6 賦課対象区域の公告時期の見直し（第6条第1項関係）
負担金を賦課しようとする区域を定めたときは、当該区域を公告することとするもの。

7 第9負担区に係る受益者負担金の賦課（新第7条第1項及び旧第7条第2項関係）

第9負担区に係る負担金は、賦課対象区域の公告が行われた日に現に当該区域内に存する建物及び当該公告の日以後に公共下水道に汚水を排除しようとする建物に係る受益者に賦課するものとするほか、賦課するに当たり必要な事項について定めるもの。

8 第9負担区の追加に伴う規定の整理

(1) 既存の負担区の受益者に適用する規定に係る整理（新第2条第3項及び第5条関係）

第1負担区から第8負担区までの受益者に適用される規定について、第9負担区の受益者を除くための規定を整理するもの。

(2) 全ての受益者に適用される規定に係る整理（第8条から第10条までの規定関係）

負担金の徴収猶予、適用除外及び減免の要件について、第9負担区の受益者に係る建物を追加するもの。

9 技術的改正

(1) 条項ずれ対応（新第2条第3項、第5条、新第7条第2項及び第3項、第11条並びに第13条関係）

本条例による改正に伴う条項ずれ対応を行うもの。

(2) 字句の整理（第1条、新第2条第3項、新第3条、第6条、新第7条第3項、第8条及び第10条から第12条までの規定関係）

その他字句の整理を行うもの。

10 施行期日等

(1) 施行期日（附則第1項関係）

令和7年4月1日

(2) 経過措置（附則第2項関係）

この条例の施行の日の前日までに賦課された受益者負担金については、なお従前の例によるものとする。

【上程予定】

令和7年第1回定例会

2月10日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 健康福祉課長 永井 勇一郎

【議案名】

議案第15号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【提案理由】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

【概 要】

- 1 家庭的保育事業等の施設における栄養士の配置基準の見直し（第16条関係）
栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となるような栄養士法（昭和22年法律第245号）が改正されたことにより、家庭的保育事業等の施設の運営等に当たり栄養士を配置することとしていた部分に、栄養士免許を有しない管理栄養士を加えるもの。
- 2 施行期日（附則関係）
令和7年4月1日

【上程予定】

令和7年第1回定例会